

## 第3節 121号土坑出土の刻字土器の地域史的意義について

関 口 功 一

## はじめに

下高瀬上之原遺跡121号土坑出土の刻字土器は、群馬県下で現在までに若干知られている類例と比較しても文字数が多く、内容もかなり具体的である。付札木簡などに近い性格が想定出来ると思われるが、類例自体が非常に僅少で、今後徐々にそのような例が増加してゆくにしても、相当に貴重なものであるという点には変わりがない。ほぼ殴り書き状態であるうえに、刻字後も若干の器面調整を行って正確な釈読を困難なものとしているが、この刻字が本来製作者のメモに相当するもので、完成品に残すことを意図していなかつたとすれば、個体毎ほどの頻度では見られなくとも、数個体単位毎に記されていて、製作段階で抹消されてしまうものが多いために、類例がないという事情が想定出来るかもしれないが、確証はない。

釈読を中心とした概要については、既に第2節に簡潔に触れる通りであるので、それを踏まえて筆者の当面の問題関心から見た地域史的意義について少しく考えてみたい。

## 1 上野国甘楽郡湍上郷について

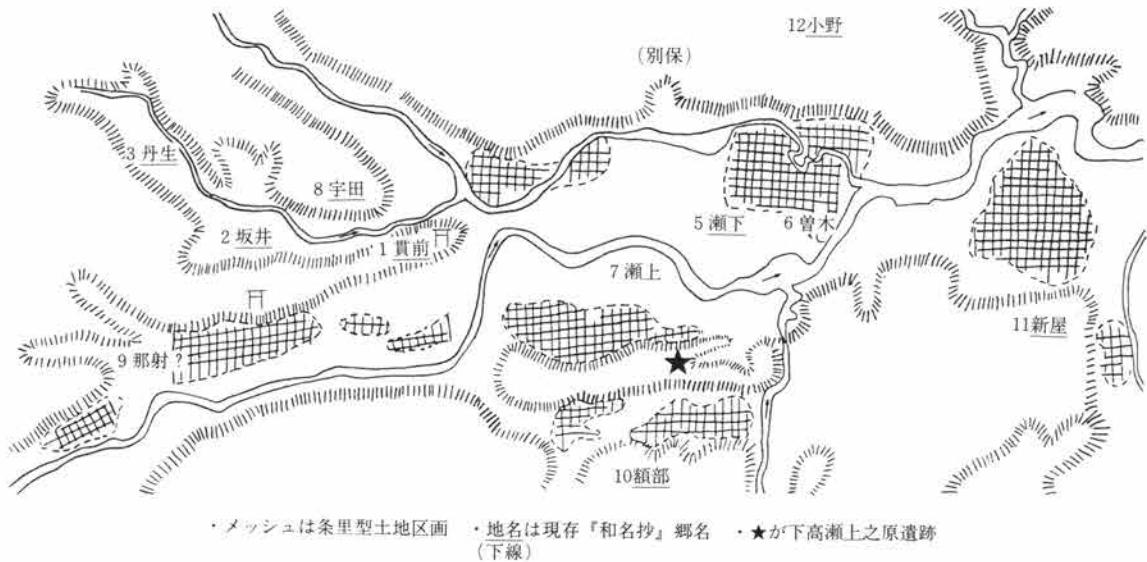
古代の上野国甘楽郡は、一部甘楽郡甘楽町を含む現在の富岡市を中心とした地域である。『和名類聚抄』(以下『和名抄』と略す)によると、都合十三の郷名が知られている。こうした郷数によって想定される郡の規模は、国府所在郡である群馬郡に並び、和銅四(711)年の多胡郡分割以前には、上野国最大の郡であった可能性もある。全国的に見ても「大郡」の類例は少なく<sup>(1)</sup>、表記にやや不確定なものもあるが、現存地名や比定地等の関係を整理してみると第1表のようになる。

甘楽郡・多胡郡によって構成される鏑川流域地域は、群馬県内でも『和名抄』郷名と一致するとみられる地名が比較的よく残されている<sup>(2)</sup>。甘楽郡から分割されたことが明らかな多胡郡の郷を含めて整理し直してみると、都合十七郷(里)以上で構成されていた可能性がある。しかし、これらの半分以上は『和名抄』以前の史・資料がほとんど遺されておらず、本来どの程度の連続性があるのか現状では確認しにくい。今回発

第1表 甘楽郡の郷(「大東急記念文庫本」の配列・表記による)

	『和名抄』以前	『和名抄』郷名	遺称地	比定地	備考
1		貫前	○(神社名)	富岡市一の宮	A (ミヤケ所在地)
2		酒甘	○	坂井	A
3		丹生	○	丹生	A
4		那非	×	カ	
5		湍下	○	瀬下	A
6		宗伎	○(神社名)	曾木	A
7	<u>湍上</u>	<u>湍上</u>	×	高瀬	C * (物部氏)
8		有只	○	宇田	A
9	那射	那射	○	南蛇井	A 上野国府周辺出土瓦銘
10		額部	○	額部	C
11	新屋	新屋	○	甘楽町新屋	C 平城京出土木簡(蘇宣部氏)
12		小野	○	富岡市小野	B
13		拔鉢	×	カ	
(参考)	織蓑	折茂	○	多野郡吉井町折茂	上野国分寺出土瓦等
多	韓級	辛科	○(神社名)	神保	
胡	矢田	八田	○	八田	
郡	大家	大家	×	多比良カ	・墨書き土器等 (ミヤケ所在地)

\*比定地のA: 遺称地と比定地とがほぼ一致、B: 遺称地と比定地とが近接または一部重複、C: 遺称地と比定地とがあまり関係がない。



第375図 古代甘楽郡模式図

見された「(上) 野国甘楽郡湍上郷…」銘によって、その存在が八世紀前半段階まで遡ることが確実な資料をひとつ加えることになった。遺存地名を中心に模式的に整理してみたのが第375図である。

この近辺は、最近の急速な都市化の進展があるものの、考古学的には後期の群集墳の分布や、大規模な集落遺跡の存在がかなりの頻度で見られ、「郷」ないしは「里」との対応関係を示すと見られる単位を示す例も少なくない。ここで問題になることは、当該銘文が「上野国甘楽郡」に属することは殆ど疑う余地がないので、その下部単位としての「湍上郷」とどの程度の関係を持っているかということである。瓦や須恵器など、生産地から消費地への移動が前提となっていたり、官衙遺跡で出土する貢進物付札木簡などのように、仮に銘文が存在しても出土地点の性格付けを行う際には扱いにくい事例は確かにある。

上之原遺跡の立地は東の富岡市内匠から続く、幾つかの谷地が切れ込んだ複雑な地形の丘陵上にあって、この流域のやや幅広な河岸段丘上に展開する一般的な集落に比較すると、視覚的にやや特異な印象がある。平地部分を含めた周辺の集落の全体構造が把握されている訳ではないが、調査以前にも確認されたような谷地を取り囲む形で一連の住居跡群が存在し、その大半は丘陵北端によっている。これは、北側平地部分に展開している条里型土地区画を残す水田等への眺望を意識している可能性があり、そうであればこれらの住居跡群に居住していた人々の特殊な地位が想像されるであろう。

また、地形の制約もあるであろうが、同時期には南側は明らかに墓地として意識されているよう、住居跡群の所属が丘陵の南側の地域—「額田（部）郷」の可能性がある—ではないように思われる。その所属を丘陵以北の地域と考えてよければ、鏑川（=鏑「湍」）を挟んで北東側（左岸）が「湍下郷」・丘陵部分を含み地形的にやや上位にある西南側（右岸）が「湍上郷」である可能性はかなり強いだろう。地域の広がりからすると、やや郷の分布が稠密な印象があるが、不明の郷が徐々に判明してくれれば、空白地域も埋まってくれる可能性がある。

土師器の属性から考えれば、ごく近接した地点で焼成され、①国府・郡家などへの輸送途中に破損して廃棄されたか、②村落内部の祭祀などによる破壊を前提に（村落外で）製作され、使用後に廃棄された、などの可能性がある。②のような場合には、上之原遺跡のやや特異な印象のある立地や、当該資料を出土した遺

構の性格が改めて問題になるかもしれない。また、土器そのものが問題であったのか、あるいはそれに収納されていた内容物が問題であったのかについても情報がない。国名が記されていることを考慮すれば、上野国地域外を意識していることになると思われるが、貢進物付札木簡並の一般化が出来るかどうかは多少問題がある。

やや歯切れはよくないが、周辺の状況などを勘案すると、上之原遺跡周辺が八世紀中頃に「湍上郷」に含まれていた可能性があり、当該資料はそこで使用・廃棄されたものであったと考えたい。

## 2 湍上郷と湍下郷

甘楽郡の部分に関する『和名抄』郷名の配列には特別な規則性を見出しにくいが、現存地名の分布から考えると北西から東へ向かってややランダムに並んでいるようである。「湍下→宗伎→湍上」という部分に関しては、鏑川左岸を東へ進んだ後、鏑川を挟んで南北に並んだ地域と考えて別に不都合はないが、なお不確定要素も残る。

地名に「上」と「下」という区分が付くことは珍しいものではなく、各時代を通じて相当例が確認出来ると思われるが、「東・西・南・北」や「前・（中・）後」などと共に、非常に機械的な分割を想像させられ、その背後には為政者の政策的意図があったと思われるものがあるようと思われる<sup>(3)</sup>。特に、「上・（中・）下」型の地域行政区分について『和名抄』段階で整理してみたのが第2表である。

国レベルでは「前・中・後」という区分の例がやや多く、古代以降も東北地方などで準用される傾向がある。「上・下」の場合を含め、「上」または「前」が交通路上で、相対的に中央に近い位置を占めると考えられている。地域的には畿内には見られず、特に「前・中・後」に関しては、ある段階までにヤマト勢力に服属した地域で、未服属の地域と接するような地域に設定されている。一般にそれが、律令制的「国」に先行する「道」を前提とすると考えられているが、「上・下」の場合はそれほど明瞭ではない。いずれにしても、かなり政策的な背景があったと考えられる。

郡レベルでは非常に規則性があり、類型毎に三つに整理できる。第一の型は、時期もすべてが八世紀前半までに収まる「○上・○下」型の分割である。この種の分割は、地域的には大和国を中心とする畿内地域に集中し、遠江国・相模国の場合は例外に近い印象がある。

第二の型は、分割時期は必ずしも明らかではないが、数郡にまたがる程度のかなり大きな領域的広がりを、「賀美（上）・那珂（中）・資母（下）」または「賀美・資母」と分割する例である。全国的に分散しているが、東北地方の事例などは、東国地域からの移住の痕跡であろう<sup>(4)</sup>。やや東海道諸国に多い印象があるが、海上地域の分割によって知られるように、七世紀後半の（国）評里制施行下で実施されたものが多いのではないか<sup>(5)</sup>。具体的地名を残すAタイプと、具体的地名を残さないBタイプに細分できるが、恐らくAタイプがやや先行すると思われる。

Aタイプの「上海上・下海上」「上道・下道」は第三の型に含めるべきかもしれない。特にBタイプでは、現実には字面を嫌ってか「資母」郡は存在しないが、それに相当する郡が具体的な名称を与えられているためであろう。武藏国などでは、配列から見て榛沢郡か男衾郡辺りが「資母」郡になるものと思われる。单独で見える場合には「那珂」郡の例が多いが、位置関係に手掛かりを欠くため、「賀美・資母」に相当する郡はほとんどわからない。畿内を中心に見られる「宇治（内）」郡との関係も問題になるが、最近では有力な反対説も存在する<sup>(6)</sup>。

また第三の型は、九州地方に集中するもので、「上○・下○」型の分割である。これも分割時期は明らかで

#### 第IV章 調査の成果と問題点

はないが、八世紀初頭段階での未服従地域である南部に見られないため、(国)評里制施行以前であるかもしれない。但し、直接史料で確認は出来ない。

郷レベルでは、国・郡と比較して現地比定が甚だしく困難であるうえ、必ずしも残存状態が良好とは言えないため、法則性は絞りにくいが相当例を拾うことができる。かなり多様な注記が認められるが、「有上下」

第2表 地域行政区分としての「上・中・下」

a. 国レベル

上	中	下	想定されている大地域
上総国	一	下総国	→フサ …南が上
上野国		下野国	→ケノ …西が上
(越前国)	越中国	(越後国)	→コシ …西が前
(備前国)	備中国	(備後国)	→キビ …東が前
(筑前国)	一	(筑後国)	→ツクシ…北が前
(肥前国)	一	(肥後国)	→ヒ …北が前

\*伊勢・常陸・伊予各國などにも類例がある。

b. 郡レベル

国	郡	構成郷名	備考
大和	添上	山村・楳中・山邊・楊生・八島・大岡・春日・大宅 村国・佐紀・矢田・鳥貝	*東が上
	添下		
	葛(城)上	日置・高宮・牟婁・桑原・上島・下島・大坂・楳原・神戸・餘戸	*南が上
	葛(城)下	神戸・山直・高額・賀美・蓼戸・品治・當麻	
	(磯)城上	辟田・下野・神戸・大市・大神・上市・長谷・忍坂	*東が上
	(磯)城下	賀美・大和・三宅・鏡作・黒田・室原	
河内	堅上		
	大県 堅下	大里・鳥坂・鳥取・津積・巨麻・賀美	*北が上
攝津	(三)島上	濃味・兒屋・真上・服部・高上	*東が上
	(三)島下	新野・宿久・安威・穂積	
遠江	長(田)上	茅原・碧海・長田・川邊・蠟沼・壹志	*北が上
	長(田)下	大田・長野・貢名・伊筑・幡多・大楊・老馬・通隈	
伊豆	那可	井田・那賀・石火	
相模	足(柄)上	豪家・櫻井・岡本・伴郡・餘戸・驛家	*北が上
	足(柄)下	高田・和戸・飯田・垂水・足柄・驛家	
武藏	賀美	新居・小鴨・曾能・中村	*北が上
	那珂	那珂・中沢・水保・弘紀	
	(資母)		
上総	(上)海上	佐三・稻庭・大野・山田・倉橋・福良・鷦穴・馬野	*南が上
	(下)海上	大倉・城上・麻績・布方・輕部・神代・編玉・小野・石田・石井・須賀・横根・三前・三宅・松木・橘川	
常陸	那珂	入野・幡田・安賀・大井・河内・川邊・常石・金隈・日部・志万・阿波・芳賀・石上・鹿嶋・茨城・洗井・那珂・八部・武田	
陸奥	賀美	川嶋・磐瀬・餘戸	移住の結果
石見	那珂	都濃・都於・石見・周布・三隅・杵束・伊甘・久佐	
備前	上道	宇治・幡多・可知・上道・財部・居都・日下・那紀・豆田	*東が上
	下道	穗太・八田・迹磨・曾能・秦原・水内・飼代・近似・成羽・弟駒・穴田・湯野・川邊・星妹・田上	
備中	那珂	神戸・石手・橋門・那賀・荒川・山崎・埴崎	
紀伊	那賀	山代・大野・鷲根・出水・坂野・幡羅・和射・海部	
阿波	那賀	真野・良野・子松・高篠・櫛无・垂水・喜徳・智多・郡家・柳原・金倉	
讃岐	那珂	田来・曰佐・那珂・良人・海部・中鷲・三宅・山口・板曳	
筑前	那珂	馬田・青木・鍬養・三城・美養・城邊・立石	*東が上
	上(朝)座	把伎・壬生・廣瀬・柞田・長潤・河東・三鷲	
	下(朝)座		
筑後	上妻(八女)	太田・三宅・葛野・桑原	*東が上
	下妻(八女)	新居・鹿待・村部	
豊前	上(三)毛	山田・炊江・多布・上身	*北が上
	下(三)毛	山国・大家・麻生・野仲・諫山・穴石・小橋	
日向	那珂	夜開・新居・田嶋・物部	
対馬	上県	伊奈・向日・久須・三根・佐護	*北が上
	下県	賀志・鶴知・玉調・豆配	

\*備考の\*は分割後の位置関係を示す。

第3節 121号土坑出土の刻字土器の地域史的意義について

c. 郷レベル

国	郡	上・(中)・下	他 の 構 成 郷 名	備 考
山城	葛野	上林・下林	橋頭・大岡・山田・川邊・葛野・川嶋・樺原・綿代・田邑	(西が上?)
	愛宕	上粟(田)・下粟(田)	夢倉・栗野・大野・小野・鎌部・八坂・鳥戸・愛宕・賀茂・出雲(有上・下)	(北が上)
	宇治	賀美・(?)	宇治・大國・岡屋・餘戸・小野・山科・小栗	
	相楽	(上狹)・下狹	水泉・賀茂・大狹・蟹嶋・祝園	(南が上)
大和	平群	(?)・那珂・(?)	鮑波・平群・夜麻・坂門・額田	
	広瀬	上倉・下倉	山守・散吉・下句	(?)
	葛上	上島・下島	日置・高宮・牟婁・桑原・大坂・樺原・神戸・餘戸	(?)
	宇智	賀美・那珂・資母	阿陀	(?)
	吉野	賀美・那珂・資母	吉野	(?)
	城下	賀美・(?)・(?)	大和・三宅・鏡作・黒田・室原	
河内	高市	賀美・(?)・(?)	巨勢・波多・遊部・檜前・久米・雲梯	
	安宿	賀美・資母	尾張	(?)
	渡川	賀美・(?)・(?)	竹瀬・邑智・餘戸・跡部	
和泉	丹比	丹(比)上・丹(比)下	依羅・黒山・野中・三宅・八下・田邑・菅生・土師・狭山	(?)
	大鳥	上神・(下神)	大鳥・日部・和田・大村・土師・蜂田・石津・塩穴・深井	
	和泉	上泉・下泉	信太・輕部・坂本・池田・山直・八木・掃守・木嶋	(東が上?)
攝津	日根	賀美・(?)・(?)	呼畠・鳥取	
	豊島	秦上・秦下	驛家・豊島・大明・餘戸・桑津	(?)
	川邊	雄上・(雄下)	雄家・餘戸・大神	
	武庫	賀美・(?)・(?)	兒屋・武庫・石井・曾祢・津門・廣田・雄田	
	有馬		春木・幡多(有上・下)・羽束・大神・忍壁(有上・下)	
伊勢	菟原	賀美・(?)・(?)	葦屋・布敷・天敷・津守・覚美・佐才・住吉	
	河曲	賀美・(中跡)・資母	神戸・驛家・海部・川部・深田	(?)
	飯高	上牧・下牧	丹生・英太・立野・神戸・驛家	(?)
尾張	丹羽	上沼・下沼	吾縵・稻木・上春・丹羽・穂積・大桑・前刀・小弓・小野・小口	(?)
	甲斐	都留	相模・古氷・福地・多良・征茂・都留	
	武藏	幡羅	廣澤・荏原・幡羅・那珂・霜見・餘戸	(?)
常陸	鹿島	上鳥力・下鳥	白鳥・鹿嶋・高家・三宅・宮前・宮田・中村・松浦・中嶋・輕野・徳宿・幡麻・大屋・諸尾・新居・伊嶋	(?)
	多珂	賀美・(?)・(?)	梁津・伴部・高野・多珂・漢嶋・新居・道口	
	近江	野洲	三上(有上・下)・敷智・服部・明見・迹保・篠原・驛家	
美濃	坂田	上坂・下坂	大原・長岡・細江・朝妻・上丹(生・下丹生)・阿那	(東が上?)
	大野	上狄・下狄	楮妻・大神・明見・三桑・郡家・志麻・大田・石太・栗田・七崎・驛家	(北が上?)
	恵那	絵上・絵下	淡氣・安岐・坂本・竹折	(?)
上野	甘楽	湍上・湍下	貫前・酒甘・那非・宗伎・有只・那射・額部・新屋・小野・拔鉢	(南が上)
	下野	塙屋	片岡・阿曾・散伎・餘戸	(?)
	陸奥	小田	小田・牛甘・石毛・餘戸	
越前	牡鹿	賀美・(?)・(?)	碧河・餘戸	
	足羽	江上・(江下)	安味・額田・足羽・草原・小名・井手・中野・岡本・江沼・野田・上家(・下家)・川合・利苅・亘理	
	大野	賀美・資母	大沼・大山・毛屋・出水	(南が上)
加賀	能美	山上・山下	輕海・野身・兎橋	(?)
	能登	上日・下日	越蘿・八田・加鳴・与木・熊来・長濱・神戸	(南が上)
	越後	魚沼	賀祢・刈上・千屋	
丹波	何鹿	賀美・(?)・(?)	拜師・八田・吉美・物部・吾雀・高殿・私部・栗村・高津・志麻・文井・小幡・漢部・餘戸・三方	
	但馬	出石	(賀美)・資母	
	伯耆	久米	小坂・安美・出石・室野・植野・高橋	
播磨	足羽	上神・下神	八代・楯縫・山守・大鶴・小鶴・久米・勝部・神代	( )
	飾磨	(高)草上・(高)草下	菅生・餘戸・英賀・伊和・辛室・大野・英保・三野・穴无・印達・巨智・平野・周智	( )
	多可	賀美・那珂・資母	荒田・黒田・蔓田	( )
備後	賀茂	上鴨・(下鴨)	三重・穂積・川内・酒見・大神・川合・住吉・夷俘	
	三次	上(三)次・下(三)次	播次・布努	( )
	阿波	板野	川嶋・井隈・津屋・高野・小嶋・田上・松嶋・餘戸・新屋	
伊予	風早	(?)・那賀・(?)	粟井・河野・高田・難波	
	筑前	夜須	中屋・馬田・雲提・川嶋・粟田	
	豊前	上毛	上身・(下身)	山田・炊江・多布
肥後	玉名	(上宅)・下宅	日置・為太・石津・宇部・大町・大水・江田	
	菊池	上甘・(下甘)	城野・水嶋・辛家・夜開・子養・山門・亘理・柏原	
	託麻	上嶋・(下嶋)	酒井・津守・桑原・波良・漆嶋・三宅・下井	
壱岐	壱岐	(?)・那賀・(?)	風早・可須・田河・鯨伏・潮安・伊宅・伊周	

\*石上・日下など部姓に由来するものは除外した。

第IV章 調査の成果と問題点

とするものなどは明らかに『和名抄』の時期以降の分割で、平安時代に盛行する「東・西・南・北」型の分割と類似する。

郡と同様に幾つかの型に分類出来るが、先ず「上・下」型は最も頻度が高い。基本的には郷の前提になる地域の範囲が狭いためか「那珂（中）」はやや例外的である。地域的には畿内近国に集中し、そこから距離が隔たるほど頻度は下がるが、絶無ではなく各地に見られる。恐らく、先進地域から広がっていった比較的新しい時期に属するタイプの分割になるのだろう。

次に「上〇・下〇」型であるが、一郡内に「上・下」が揃って確実な分割を示す例は畿内・東海道・東山道各地域に限られる。「上・下」型同様、先進地域を中心に行われた傾向が認められるが、「上・下」型よりは拡散傾向にある。分割された郷は、本来郡内で最大の郷であったと思われるが、分割以前の名称が判明しない場合が半数程度ある。

更に「○上・○下」型は最も頻度が低い。「湍上・湍下」の例も「○上・○下」型に含まれるわけだが、上ないし下に対応する地名が忘却された場合と、本来存在しない場合が分別できない事例が少なくない。そうした中では「湍上・湍下」の場合は貴重である。

甘楽郡の含まれる鏑川流域地域は、上野国の中でも国府にやや親和的な勢力が分布していた可能性があり、国領・公田の設定・維持が周辺地域よりは徹底して実施されたように思われる。それは、『和名抄』郷名を遺す村落の連続性を欠き、一郡単位の荘園を成立させる新田郡地域周辺との著しい性格の相違となっている。「湍上・湍下」の例は、律令制下の保守的勢力内部での相対的に先進性を持った再編成に関する事例として理解出来るのではなかろうか。



第376図 富岡市周辺の字名と条里型方格地割

### 第3節 121号土坑出土の刻字土器の地域史的意義について

#### 3 「戸主物口名万呂」について

既に述べたように、上野国内での甘楽郡の持つ地域的な意義は、多胡郡分割以前のそれが鍋川流域という比較的完結性の高い地域的広がりを持っていたことである。史料上で知られる郡領氏族は壬生公氏のみであるが、物部氏もその上部グループは郡領級の在地豪族であったと思われる。伝承では、上野国一の宮の貫前神社を奉祭したのは物部氏であり、後述するように古代上野国西半部を中心に隨所にその痕跡を見いだすことができる<sup>(7)</sup>。

「戸主物口名万呂」を考えるに当たって、從来言られてきていたような鍋川流域が「甘楽郡=物部、多胡郡=渡來人」という理解だけでは充分でないという点を、改めて確認しておく必要がある。古代の上野国内の「物部」の分布について、現在までに知られているものを、やや範囲を大きく取って整理してみたのが第3表である<sup>(8)</sup>。

第3表 上野国の「物部」の分布（矢野論文<sup>(8)</sup>所載表に加筆）

郡名	郷名	里名	氏名	備考
碓氷				※石上部君氏居住
片岡				
甘 楽		物部公蜂淵	『続日本紀』天平神護元・11・1条（←物部改姓）	
		物部公牛麻呂	『続日本紀』天平神護二・5・20条（←穂部改姓）	
		物部	仁治四年板碑（複数あり）	
	湍上	物部マ□□□	戸主（当該資料）	
				※貫前神社の祭神は経津主命
多 胡	山（字）		物部子□□	上野国分寺出土瓦銘（複数あり）
	八田		（物部郷長）	矢田遺跡出土石製紡錘車刻字
	八田		（物部一八）	矢田遺跡出土石製紡錘車刻字
			物部神社	上野国神名帳 ※穗積神社あり
緑野	小野		物部鳥麻呂	平城宮出土木簡・戸主
那波				※穗積神社あり
群馬	下賛	高田	物部君午足 （物部私印）	金井沢碑銘 矢中村東遺跡出土銅印銘
吾妻				※上毛野坂本朝臣（←石上部君）氏居住
勢多				
佐位				
新田				※矢田（部）氏居住
山田				
邑樂				※八田郷あり

こうした整理による限り、時期の異なる様々な要素があつてその分布はやや拡散しているが、甘楽・多胡両郡のある鍋川流域に分布の中心があり、徐々に密度を薄めながら緑野郡や群馬郡南部にまで広がりを見せている。こうした傾向は、恐らく断続的に北武藏地域西部にまで伸びているものと思われる。七世紀後半以降密接な関係があったと思われる石上部君氏の分布とも併せ、概ね上野国西部地域を支配する主要な勢力であったと理解出来るだろう<sup>(9)</sup>。

個々の資料の前後関係に注意してみると、

① 金井沢碑銘に見える例（君姓）



② 当該資料（姓ナシ）



③ 平城宮出土木簡（姓ナシ）

#### 第IV章 調査の成果と問題点

↓

④ 『続日本紀』の記事（公姓）ないし一連の出土文字資料

↓

⑤ 仁治四年板碑（姓ナシ）

といった序列になるものと思われる。④については、遅くとも平安時代前期まで押さえられ分量的には多いが、史料の編纂時期の問題や、伴出土器編年の幅などの問題があって、厳密に前後関係を判別出来る状態ではない。

当該資料の年代について言えば、国一郡一郷の行政区分になっており、郷里制廃止の天平十二（740）年を上限とする。このことは、伴出した土器の8世紀中葉～後半頃という年代観とも矛盾しないらしい。ごく近接した地点に限っても13号住居跡（2点）・29号住居跡（19点）・42号住居跡（1点）・65号土坑（6点）・2号谷地（8点）などから、確認されているだけでも37点以上の墨書・刻書が知られているという。その圧倒的多数を占めているのが「王（玉）」であり、本資料と「甲」と読めるもの一点以外はすべて「王（玉）」である可能性が強い。これらが、これまで新聞発表され考えられてきているように「生王（=壬生）」という氏族名に関係するものであるとすれば、本資料の性格は非常に微妙なものになる。

「生王（=壬生）」を示す可能性のある墨書・刻書のある土器の年代は、平安時代に属する住居跡等が相対的に少ないと現状では、いずれも奈良時代（8世紀中葉～後半頃）の所産であるという。鎌川流域地域ではこの時期、同時期の上野国としては記事が集中しているのが注意される。

- |                    |   |
|--------------------|---|
| a 天平神護元（765）年11月1日 | 上野国甘楽郡人の中衛物部蜷淵等5人に「物部公」姓を賜う。                  |
| b 天平神護二（766）年5月8日  | 上野国に在る新羅人子午足等193人に「吉井連」姓を賜う（参考）。              |
| c 天平神護二（766）年5月20日 | 上野国甘楽郡人の外大初位下磯部牛麻呂等4人に「物部公」姓を賜う。              |
| d 神護景雲三（769）年4月27日 | （上野国）甘楽郡人竹田部荒當・絲井部袁胡等15人に「大伴部」姓を賜う。           |
| e 弘仁三（812）年2月14日   | 上野国甘楽郡大領外從七位下勲六等壬生公郡守が戸口増益によって、特に外從六位下を授けられる。 |

a～dの出典はいずれも『続日本紀』、eの出典は『日本後紀』である。幾つか注目すべき事実関係はあるが、a～dは四年間程度の非常に近接した時期に集中しており、恐らく背後に何らかの関係があったものと思われる。但し、bは甘楽郡や多胡郡といった具体的郡名を記さず、人数が大きいこともあって上野国全体に関係するものであったと思われる。上野国分寺補修用と思われる瓦銘には「吉井連」が見えており、多胡郡周辺にも居住していた可能性は全く否定は出来ない。肩書などから見て、少なくとも八世紀中頃の鎌川流域地域で特殊な意味を持つのは「物部公」姓であったと思われる。

a～dが、単純に見える改賜姓記事であるのに比較すると、eはやや様相が異なる。当時流行の「戸口増益」に伴う昇叙記事である<sup>(10)</sup>が、「勲六等」を帯びることからすれば、八世紀後半の征夷戦争への参加が想定される。本来、地域の有力者の家柄ではあったろうが、恐らくそういう功績の追い風などによって「郡大領」に任命されたものであろう。記事に見える「戸口増益」は、非常に政治的なものであって、事実なのか

### 第3節 121号土坑出土の刻字土器の地域史的意義について

虚構なのか問題が残るが、仮に何らかの事実に関係しているのであれば、突然起こったものではなく、郡守の征夷戦争からの帰還後、郡司としての職務の遂行に当たって発生したものであろう。

「戸口増益」が事実であると考えれば、「生王（＝壬生）」を示す可能性のある墨書・刻書のある土器が集中することの意味は大きい。「生王（＝壬生）」氏の人々が、本来「郡大領」の家柄であった「物部公」姓の氏族を、何らかの事情で九世紀初頭頃圧倒した可能性があることを示すと考えられるのではないか。壬生氏の躍進は、郡守の個人的な力量によると思われるが、その後の物部氏と壬生氏との消長については、いずれも存続すること以上に詳細は知り得ない。

そのように見てくると、当該資料が壬生氏の集落跡に小さな破片として廃棄されていたことに積極的な意味が生ずるようにも思われるが、当面明言出来ない。考古資料と史料の取り扱いは、特に群馬県地域のような地方を考えるに当たっては禁欲的に過ぎるということはないであろう。その意味で、本資料の性格をむしろ曖昧なものにしてしまったかもしれないが、なお不足する部分については後考に委ねたい。

#### むすびにかえて

本資料の存在を知られた時、上信越自動車道建設に伴う一連の調査にかつて関与し、同時期の集落遺跡を発掘して実際に幾つかの文字資料に接した者の一人として、素直に驚きを隠せないものがあった。しかしながら冷静に考えれば、この地点は遺跡の地形的条件などの印象と比べて以前から文字資料の出土頻度のやや高い場所であった。現在の感覚からみれば、かなり比高差のある山林や畠ばかりの丘陵上で、居住など思いもよらない場所であるが、ある時点での上之原遺跡周辺は、かなり多様な人々が、様々な思惑を胸に行き交う地点であったといえるだろう。現状では的確な性格付けが出来ないが、周辺から検出されている祭祀の痕跡なども併せて総合的に分析する必要を感じさせる<sup>(11)</sup>。

本資料の内包する幾つかの問題点に関して、思いつくままに粗雑な整理を試みたが、ここで整理出来たことはいずれも筆者の当面の関心に基づくものであって、本資料が本来持つ問題点の全てを網羅出来たとは到底言えない。それらのことは、この資料の存在が周知されて後、改めて多くの識者によって論ぜられるであろう。

#### 注

- (1) 拙稿「古代の『山田』について」『東国史論』7 1992年
- (2) 拙稿「鏑川流域の条里的地割」「条里制研究」2 1986年 同「平安中期上野国の一様相」『群馬県史研究』25 1987年など
- (3) 拙稿「長田郡と足柄郡」「史苑」45-1 1986年
- (4) 拙稿「律令国家の東北政策と東国」「史苑」50-2 1990年
- (5) 荒井秀規「相模国足柄評の上下分割をめぐって」(『市史研究あしがら』5 1993年)は、小さな行政区画での上下の分割が地形の高低による場合のこと、この種の郡の分割がいすれも評制下の分割であるなどとする。概ね従うべきであろう。但し、機械的な地域編成を全体として考えようとする場合、筆者自身の課題でもあるが、「○上・○下」と「上○・下○」以外に、本文で整理したような「上・中・下」型の分割も考慮する必要がある。「ナカ」については「ソト」との対応から、全く別個の編成原理があったかもしれないが、現状では成案を得ていない。
- (6) 岸俊男「たまきはる内の朝臣」「日本古代政治史研究」壇書房 1966年 但し、工藤力男「木簡類による和名抄地名の考察」(『木簡研究』12 1990年)の国語学の立場からの反論もある。
- (7) 松田猛「出土文字資料からみた上野国の古代氏族」「地方史研究」243 1993年
- (8) 矢野建一「鏑川流域の集落遺跡と貫前(抜鉢)・宇藝神社」「矢田遺跡II」群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991年所収
- (9) 唐沢保之「古代群馬におけるミヤケの一考察」「研究紀要」12 群馬県立歴史博物館 1991年 関口博幸・関口功一「物部と石上」(前掲注(8)書所収)など
- (10) この点に関しては研究が多いが、例えば佐藤宗諱「平安初期の官人と律令政治の変質」「平安前期政治史序説」東大出版会 1977年
- (11) 津金沢吉茂「内匠日向周地遺跡」「木簡研究」14 1992年